

※収集日の朝8時まで、ごみ集積場に出してください。

※収集曜日は、ごみ集積場の表示で確認して記入してください。

ごみと資源の分け方・出し方

分別の種類と出し方	収集曜日	主な対象物
燃やすごみ 半透明の袋にまとめて入れてください。	曜日	台所のごみ 水を良く切る おもちゃ、ビデオテープなどのプラスチック製品 小型家電製品(プリンター、炊飯器など) ※主にプラスチックできている 50cm 未満のもの 製紙原料に適さない紙 汚れた紙、ヨーグルト、アイスクリームの紙製容器、銀紙、内側がアルミ貼りの紙パック 炊飯器の内釜は 小さな金属類 へ (30cm 以内)
スプレー缶 燃やすごみとは別にして、半透明の袋に入れてください。		スプレー缶(カートリッジ式ガスボンベ、ヘアスプレー、殺虫剤など) ※穴開けは不要 ・火気のない安全な場所で中身を必ず出しきってください。 ・プラスチック製のキャップは プラスチック製容器包装 へ
燃えないごみ 購入時の箱や新聞紙などで包み、「ガラス」「陶器」「蛍光灯」など品物名を表示してください。		ガラス類 、 陶器類 、 蛍光灯、電球 、 化粧品のびん
乾電池 燃やすごみとは別にして、半透明の袋に入れてください。		筒型の乾電池(マンガン乾電池、アルカリ乾電池、リチウム一次電池) 対象外・ボタン型電池や充電式電池→回収協力店へ(わからないときは販売店や資源循環局事務所にご相談ください)
プラスチック製容器包装 半透明の袋に入れてください。	曜日	プラスチック製容器包装のマーク(♻)のある品目は、すべてが対象となります。 ★ボトル類 シャンプー・洗剤 ★チューブ類 歯みがき粉・わさびなど ★カップ・パック類 ブリン・卵パック・コンビニなどの弁当容器など ★★トレイ類 生鮮食品のトレイ ネット類 野菜や果物が入っていたネット キャップ類 ペットボトルなどのプラスチック製のキャップ ★ポリ袋・ラップ類 レジ袋・スナック菓子などの包み 緩衝材類 家電製品などに入っている発泡スチロール製の緩衝材 ●容器包装とは？商品を入れたもの(容器)や、包んだもの(包装)であって、中身の商品を取り出した(使った)後不要となるものをいいます。 Q プラスチック製容器包装の汚れはどれくらい落とせばいいの？ A マヨネーズなどのチューブ類は全部使い切って出してください。水洗いする必要はありません。トレイ・カップ・ボトル類などは、なるべく食器洗いの残り水などを活用して軽くゆすぐが汚れをふきとってください。 ・プラスチック以外の部分(金属、紙など)は外してください。 対象外 ・商品そのもの(ビデオテープ、おもちゃ、洗面器など)→燃やすごみへ ・ペットボトル→缶・びん・ペットボトルへ(ただし、キャップ・ラベルはプラスチック製容器包装へ)
缶・びん・ペットボトル ふたや中ぶたは外して、中を洗う。缶、びん、ペットボトルは半透明の袋にまとめて入れてください。		食べ物や飲み物が入っていた缶とガラスびん 、 飲み物、酒、みりん、しょうゆが入っていたPETの表示のあるペットボトル 缶はつぶさない、びんはつぶす、ペットボトルはつぶす キャップ・ラベルははずして プラスチック製容器包装 へ 対象外 ・ペンキ缶→小さな金属類へ ・化粧品や薬品(飲み薬を除く)のびん→燃えないごみへ
小さな金属類 袋に入れず集積場所では「小さな金属類」をまとめて置いてください。	曜日	30cm 未満の金属製品(主なもの) なべ・やかん・トースター 、 刃物類 ※厚紙などに包んで 、 かさの骨・ワイヤーハンガー 、 炊飯器の内釜 ・金属以外の部分が多く含まれているものは燃やすごみに出してください ・刃物など危険なもの、細かいものは新聞紙などに包み、品名を表示してください。
古紙・古布 自治会・町内会・子供会などで実施している「資源集団回収」に優先的に出してください。		新聞 雑誌 、 段ボール 、 紙パック(内側がアルミ貼りのもの→燃やすごみへ) 洗って切って、開いて乾かしてひもで十文字にしる その他の紙 包装紙、紙袋、OA紙、ちらし類、お菓子などの紙箱など ◆出してはいけないもの→燃やすごみへ 汚れた紙(ピザの箱、ハンバーガーの包装紙など)、銀紙、内側がアルミ貼りの紙パック、裏カーボン紙、捺染紙(アイロンプリント紙など)、感熱発泡紙(点字などに使用する加熱すると盛り上がる紙) + ヨーグルト・アイスクリームの紙製容器、カップ麺の紙製容器、洗剤の紙製容器、石鹸の個別包装紙 ※平成19年4月1日から新たに追加します。
粗大ごみ お申し込み先は、裏面をご覧ください。	申込み制 有料	古布 洗濯して乾かしてから半透明の袋に入れる。 衣類 汚れたもの、破れたものは燃やすごみへ シーツ・毛布・カーテン 汚れたものは燃やすごみへ ※雨に濡れるとリサイクルできませんので、翌月に出すか、資源回収ボックス等をご利用ください。
		粗大ごみ ◆金属製品で 30cm 以上のもの、それ以外(プラスチック製品、木製品など)で 50cm 以上のものを対象とします。 ※テレビ・冷蔵庫・電気冷凍庫・エアコン・洗濯機は粗大ごみとして収集しません。 →その製品を購入したお店または新しく購入したお店に引き取ってもらってください。 →購入したお店が不明な場合は、 横浜家電リサイクル推進協議会 へご連絡ください。 ・0120-014-353 ・0120-045-669 ・0120-632-515 ※パソコンは一部を除き、粗大ごみとして収集しません。 →パソコンメーカーが回収しますので、直接メーカーにお申し込みを。自作などメーカーがない場合は、 パソコン3R推進センター (03-5282-7685)に問い合わせてください。 ※50cm 以内の小型家電製品(プリンター、スキャナーなど)は燃やすごみです